

電力の安定供給に関する意見書

東京への電力の供給については、原子力発電所が立地する新潟県及び福島県をはじめ、電源が立地する他県の長年にわたる理解と協力によって担われてきました。

東京電力株式会社は、原子力発電所を新潟県及び福島県内に17基（約1,730万kw）設置し、電力を首都圏へ供給しています。原子力発電は、当面、安定的なエネルギーの確保という観点から、その重要性は認識されているところです。

しかし、今回の東京電力株式会社による不祥事は、電源立地地域住民に対し、原子力発電に対する不安と不信を呼び起こしています。安心・安全がなによりも求められている原子力発電所において、点検・補修等における諸々の不正問題が発生し、事業者の信頼は失墜し、ついには全プラントの停止という最悪の事態に至っています。

その後、地元の理解を得て新潟県の柏崎刈羽6号機及び7号機は再開していますが、この2機のみで夏の電力供給が間に合うかが、危惧されるところです。仮に、供給不足による停電というような事態になれば、国民生活にとっても我が国の社会経済全体にとっても、深刻な影響を及ぼすことは明らかです。

本来、この問題を引き起こした最大の原因は、東京電力株式会社の隠ぺい体質にあり、同社がこの体質を改革し、失われた信頼を取り戻すことが最重要課題であります。一方、東京電力株式会社を監督する国は、原子力発電の安全の確保に万全を期すとともに、同社の体質改革実現のため監督責任を果たさなければなりません。

当然、このような事態を迎え、都民・企業・行政も挙げて、一層省エネルギーに努めるとともに自然環境に負荷を与えない代替エネルギーの開発に取り組まなければならないということは言うまでもありません。

このため、関係当事者は、引き続き電源立地地域の住民と同じ目線に立ち、何よりも地元住民の安心、安全の確保を最優先に考え、信頼回復へ向けた早急な取り組みが必要であります。

よって、千代田区議会は、国及び政府に対し、東京電力株式会社に対する指導・監督の徹底を図り、電力の安定供給に向けた運転が再開できるよう強く要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成15年7月8日

千代田区議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
環境大臣

宛